

# 地方独立行政法人徳島県鳴門病院 会計規程実施規程（抜粋）

## 第2章 一般競争入札

（一般競争入札の参加者の資格）

第7条 法人が行う一般競争入札に参加できる者は、徳島県の入札参加資格者名簿に登録されている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、契約責任者が、前項に規定する者以外の者で一般競争入札に参加しようとする者から一般競争入札参加資格について申請を受け、徳島県が定める審査に関する取扱いに準じて審査し資格を与えた者は、法人が行う一般競争入札に参加できるものとする。

3 一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前2項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

4 契約責任者は、第2項について、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、資格基準並びに登録に必要な申請の時期及び方法を法人のホームページへの掲載その他の方法により公示しなければならない。

（一般競争入札に参加させることができない者）

第8条 契約責任者は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、3年以内の期間を定めて、一般競争入札に参加させないことができる。なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 第40条に定める監督又は第41条に定める検査の実施に当たり法人の職員（法人の委任を受けた者を含む。）の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 契約責任者は、徳島県により入札参加資格者名簿登載者にかかる指名停止の措置がなされている者を、当該指名停止の期間、一般競争入札に参加させないことができる。

## 第7章 契約の履行

### (契約保証金)

第36条 法人と契約を締結する者に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせるものとする。

2 第10条第2項の規定は、契約保証金の納付について準用する。

### (契約保証金の免除)

第39条 契約責任者は、第36条の規定にかかわらず、契約の相手方が次に掲げる要件のいずれかに該当するものである場合にあっては、契約保証金の全部又は一部を納めさせることができる。ただし、工事の請負に関する契約については、第4号、第8号、第9号及び第10号の規定は適用しないものとする。

- (1) 契約金額が500万円に満たないとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 契約の相手方が、過去2年の間に国、地方公共団体、独立行政法人（国立大学法人を含む。）又は地方独立行政法人と種類がほぼ同じであって、規模が同等以上の契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (6) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (7) 官公署と契約を締結するとき。
- (8) 徳島県の入札参加資格者名簿に登録されている者又は第7条第2項の規定により法人が行う一般競争入札に参加できる資格を与えられている者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (9) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (10) 前各号に準ずる契約として契約責任者が認めるとき